明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円、資本準備金の額を十五億九千六百七十五万円、利益準備金の額を一千四百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年九月二十九日

掲載頁　一八二頁（号外第二二三号）

平成二十七年十月二十一日

東京都中央区銀座八丁目二番一二号珠光ビル

株式会社ベルピル

代表取締役　鈴木　基之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百万円、資本準備金の額を一億三千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年九月二十九日

掲載頁　一八三頁（号外第二二三号）

平成二十七年十月二十一日

名古屋市東区白壁五丁目三六番地

八興産業株式会社

代表取締役　鈴木　基之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百五万円、資本準備金の額を十六億百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年九月二十九日

掲載頁　一八六頁（号外第二二三号）

平成二十七年十月二十一日

名古屋市北区大杉二丁目八番一六号

株式会社興和商会

代表取締役　鈴木　基之

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月六日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年十月二十一日

大阪府大阪市北区梅田二丁目二番二号ヒルトンプラザウェスト二〇階

株式会社ケセラセラ

代表取締役　鎌田健之介

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年十一月十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年十月二十一日

大阪市東淀川区上新庄一丁目二番五号

恵和株式会社

代表取締役社長　長村　惠弐

株主名簿管理人事務取扱場所

大阪市中央区伏見町三丁目六番三号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

大阪証券代行部

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十月二十一日

東京都渋谷区渋谷三丁目一一番二号

ヴィルド株式会社

代表取締役　福田　浩一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十月二十一日

東京都豊島区西池袋一丁目一八番二号

株式会社藤久不動産

代表取締役　後藤　文男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十月二十一日

東京都豊島区西池袋一丁目一八番二号

株式会社藤久

代表取締役　後藤　英夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である東福寺なおみが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

FWD Group Investments Limited

日本における代表者　東福寺なおみ

限定承認公告

本籍宮城県岩沼市下野郷字舘内三番地、最後の住所宮城県亘理郡亘理町字江下一八一番地

二六―六　被相続人　亡　鎌田　襲吉

右被相続人は平成二十七年三月二十二日死亡し、その相続人は平成二十七年十月十三日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十一日

宮城県亘理郡亘理町字下茨田一八一―二

相続財産管理人　鎌田　信明

限定承認公告

本籍東京都町田市原町田二丁目一二七三番地、最後の住所東京都町田市金森三丁目二番一一号　被相続人　亡　石川　勝美

右被相続人は平成二十七年六月十二日死亡し、その相続人は平成二十七年十月九日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十一日

東京都町田市金森三丁目二番一一号

相続財産管理人　石川あけみ

限定承認公告

本籍大阪府大阪市淀川区加島一丁目五七番、最後の住所大阪府大阪市淀川区加島一丁目五七番一―一〇六号　被相続人　亡　和田　敦司

右被相続人は平成二十七年八月九日死亡し、その相続人は平成二十七年十月七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十一日

大阪市中央区道修町一丁目六番七号北浜ＭＩＤビル九階

限定承認者和田彪蓮

代理人弁護士　山本　健司

限定承認公告

本籍福岡県筑紫野市大字山口八〇五番地、最後の住所佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原二四五六―一市営嘉瀬団地Ａ一〇九

被相続人　亡　中川　満

右被相続人は平成十八年一月二日死亡し、その相続人は平成二十七年十月七日佐賀家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十一日

佐賀県佐賀市諸富町山領六一一

相続財産管理人　千住　恒広

正誤

ページ	段	行	誤	正
一〇三	一	終りから一	アジア大洋州局大洋州課長に昇任させる	大臣官房に配置換する
〃 四	一	（領事局長）		（大臣官房）

平成二十七年十月一日（号外第二百二十六号）

国土交通省告示第千三十号（船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針）

（原稿誤り）

四七上　終りから一二行頭を一字上げる。

（原稿誤り）

平成二十七年十月十四日人事異動欄外務省の部

一〇ページ四段一三行目から一四行目を削除する。

◉号外　十月二十一日付第二四〇号

六四ページ●同日付政府調達第一九七号八八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）